

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第8条第4項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和3年2月18日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッデイ鳥栖店

佐賀県鳥栖市蔵上町字野田670番1 外

2 届出の内容

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・ 駐車場の位置及び収容台数
- ・ 駐輪場の位置
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

3 意見の概要

意見なし